

会員各位

日本高気圧環境・潜水医学会 事務局

定款、学術総会参加時の生涯教育単位の一部改正について

2017年11月10日に行われた理事会ならびに社員総会にて、定款の一部改正と学術総会参加時の生涯教育単位数の変更が審議され、下記の通り決議されました。

○定款の改正について

◆改正理由

学会活動の円滑化ため所要の改正を行うため

◆主な改正点

1. 正評議員および推薦評議員の理事選出における被選挙権、選挙権について

【経緯】今回の理事選出の公告では、「評議員とは、正評議員であって、3年以上の正評議員を経験している者。推薦評議員は含まない。」とした。理事選出における被選挙権、選挙権や推薦評議員の権限が不明瞭であり、明確化が必要である。

2. 社員総会での地方会会長等発言権について

【経緯】平成28年度予算では地方会活動費が削減された。この決定は理事会、そして最終承認は社員総会での審議となるが、従来、各地方会会長は地方会会長として発言できる機会が無い。これは安全協会会長・技術部会会長も同様である。したがってこの点の定款改正が必要となる。

◆定款の改正点

改正点	改正前	改正後	参照
1. 正評議員および推薦評議員の理事選出における被選挙権、選挙権について	新たに追加	第22条② 1. 正評議員は理事選出における被選挙権、選挙権、社員総会での発言権および議決権を有する。 ただし、被選挙権については3年以上の正評議員の経験とする。 2. 推薦評議員は理事選出における選挙権、社員総会での発言権および議決権を有する。	(評議員) 第22条②
2. 社員総会での地方会会長等発言権について	新たに追加	第26条⑱ 高気圧酸素治療安全協会会長、高気圧酸素治療技術部会会長、本学会地方会代表は社員総会に出席して意見を述べることができる。	(社員総会) 第26条

○学術総会の生涯教育単位数変更について

◆改正理由

医学会活動の中で最も重要である学術総会の生涯教育単位数が 8 単位であったが、この単位数は教育集会と同等である。しかしながら、学術総会出席は重視されるべきであるため、日本高気圧環境・潜水医学会学術総会の生涯教育単位数を 16 単位へと変更する

◆主な改正点

1. 日本高気圧環境・潜水医学会学術総会の生涯教育単位数を 8 単位から 16 単位へ変更する
2. 2018 年開催の学術総会より適用